

防衛装備庁公示第89号
令和4年11月18日
一部改正：防衛装備庁公示第10号
令和8年5月29日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
青柳 肇
(公印省略)

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27. 10. 1）第2.2項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの
- カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合
- キ 過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
1	酸素マスク MO-15A	キ	令和4年11月18 日	契約履行に必要な酸素マスク MO-15A の製造図書（製造図 面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料）を利用すること が証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430
2	航空ヘルメット, FHG-1 2形	キ	令和5年1月24日	契約履行に必要な航空ヘルメッ ト, FHG-1 2形 の製造図書 （製造図面、組立図及び作業標準並び に検査要領等の企業所有資料）を利用 することが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
3	航空ヘルメット，AH用	キ	令和5年1月24日	契約履行に必要な航空ヘルメット，AH用の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	- 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 - 問合せ先 03-3268-3111 内線：35430
4	非磁性ボンベ，スクーバ用	キ	令和5年8月10日	契約履行に必要な非磁性ボンベ，スクーバ用の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	- 提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 - 問合せ先 03-3268-3111 内線：35430

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
5	航空ヘルメットFHG-3 Ⅲ型	キ	令和5年10月19 日	契約履行に必要な 航空ヘルメッ トFHG-3 Ⅲ型 の製造図書（製 造図面、組立図及び作業標準並びに検 査要領等の企業所有資料）を利用する ことが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430
6	射場管制・監視装置（その3）	オ	令和5年11月27 日	射場管制・監視装置契約以降、新規参 入の申し込みまでに防衛省が締結した 当該装備品の製造に係る契約での成果 を継承し、当該製造の目的達成のため のシステム・インテグレーションが行 えることを証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
7	航空ヘルメットFHG-2	キ	令和6年7月29日	契約履行に必要な 航空ヘルメットFHG-2 の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430
8	削除				
9	削除				

掲載 番号	該当する契約	随意契約に よる理由	一覧表への掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
10	自給式呼吸器（SCBA）， 非磁性	ウ	令和8年5月29日	契約履行に必要なとなる 自給式呼吸器（SCBA），非磁性 の販売に必要なとなる販売代理権を3M社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430
11	自給式呼吸器用ポンベ（SCBA），45分	ウ	令和8年5月29日	契約履行に必要なとなる 自給式呼吸器用ポンベ（SCBA），45分 の販売に必要なとなる販売代理権を3M社から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁調達事業部 需品調達官付 調達第3班 ・問合せ先 03-3268-3111 内線：35430